

## 平成30年改正労働者派遣法説明会

労働者派遣法が改正され、令和2年4月1日から、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた「平成30年改正労働者派遣法」が施行されます。

令和2年4月1日をまたぐ労働者派遣契約も同日から適用されますので、事前に手続きを進めていただくために、下記のとおり岩手労働局主催の説明会を開催します。

ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

## 日時・会場

	開催地区	開催日時	会場	定員	申込締切日
①	花巻	1月14日(火) 14:00～15:30	花巻合同庁舎2階 共用会議室1 (花巻市城内9-27)	30名	12/27
②	水沢	1月20日(月) 14:00～15:30	水沢公共職業安定所 会議室 (奥州市水沢東中通り1-5-35)	30名	12/27
③	一関	1月22日(水) 14:00～15:30	一関公共職業安定所 会議室 (一関市山目字前田13-3)	30名	12/27
④	盛岡	1月29日(水) 10:30～12:00	盛岡第2合同庁舎3階 共用会議室 (盛岡市盛岡駅西通1-9-15)	30名	1/17
⑤	盛岡	1月29日(水) 13:30～15:00	盛岡第2合同庁舎3階 共用会議室 (盛岡市盛岡駅西通1-9-15)	30名	1/17

※花巻合同庁舎は、ハローワークが入居している庁舎となります。

## 内容

- (1) 平成30年改正労働者派遣法の概要
- (2) 派遣先から派遣元への比較対象労働者の待遇情報の提供
- (3) 派遣先事業主が講ずべき措置

## 対象者

派遣先事業主、派遣先責任者等

## 参加申込、問合せ先

岩手労働局 職業安定部 需給調整事業室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎 5階  
電話019-604-3004 FAX019-604-1533

## 締切

申込締切日、または定員になり次第締め切ります。

## 参加申込用紙

裏面の用紙にご記入のうえ、FAX送信してください。

※送信票を付けずそのまま送付してください。

岩手労働局職業安定部需給調整事業室 あて

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

FAX 019-604-1533

TEL 019-604-3004

派遣先事業所対象

平成30年改正労働者派遣法説明会  
参加申込書

事業所名					
所在地					
電話番号・FAX番号					
参加者氏名	(所属・役職)		(お名前)		
	(所属・役職)		(お名前)		
	(所属・役職)		(お名前)		
参加希望 ※ ○をしてください	①花巻 1月14日(火) 14:00~15:30	②水沢 1月20日(月) 14:00~15:30	③一関 1月22日(水) 14:00~15:30	④盛岡 1月29日(水) 10:30~12:00	⑤盛岡 1月29日(水) 13:30~15:00

【ご注意】

- 定員となった後にお申し込みがあった場合には、参加できない場合がありますので予めご了承ください。
- 駐車場には限りがございますので予めご了承ください。

※説明会当日は、この「参加申込書」又はその写しを受付へ提出願います。